

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する
原子力規制検査の対応区分の変更

令和5年12月27日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和5年12月6日の第51回原子力規制委員会において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制検査の対応区分の変更を判断するに当たり、同日報告された追加検査の結果に加え、委員長・委員による柏崎刈羽原子力発電所の現地調査及び東京電力社長との意見交換により、これまでの改善活動の総括や今後の取組姿勢の確認を行うことを決定した。

同年12月11日に山中委員長及び伴委員が柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を実施し、その結果を12月13日の原子力規制委員会に報告した。また、東京電力小早川社長との意見交換を12月20日の原子力規制委員会において実施した。これにより、原子力規制検査の対応区分の変更についての判断材料がすべて揃ったので、以下に判断結果を示す。

1. 追加検査の結果

「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（核物質防護に係る追加検査）令和5年12月原子力規制委員会」（以下「追加検査報告書」という。）において、「東京電力の改善措置活動の確認が全て終了し、2事案[※]に係る核物質防護措置の劣化については改善が図られたと判断する。また、たとえ核物質防護措置の劣化が発生しても、長期間継続することなく、重大な劣化に至る前にそれを検出して自律的に改善できる「改善措置を一過性のものとししない仕組」も構築され、定着しつつあると判断する。」と結論付けている。

※令和2年度に発覚したIDカードの不正使用事案及び核物質防護機能の一部喪失事案

2. 現地調査の結果

現地調査の結果、以下の通り、追加検査報告書に記載された改善の状況を確認することができた。

- ・ P P C A P 会合では、様々な部門の職員が参加して多面的かつ活発な議論がなされていた。
- ・ 防護本部では、見張人がスムーズに警報評価等の対応を行っていた。
- ・ 出入管理所では、人定確認や手荷物検査を効率的かつ確実に実施するための工夫（注意事項の掲示や検査レーンの増設等）がなされていた。
- ・ 警備関連の協力会社3社との意見交換では、3社の職員とも、コンディションレポートを協力会社自身が起票できるようになったことや東京電力とのコミュニケーションの機会が増えたことなど東京電力の改善措置を好意的に受け止めていた。
- ・ 核物質防護モニタリング室との意見交換では、①東京電力自身の弱みを把握したうえで改善に取り組む意思、②主体性を発揮して現場の実態を把握する姿勢、③社長直轄の組織として原子力・立地本部長や柏崎刈羽原子力発電所長に対して率直に指摘をする姿勢、を示していた。
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所長との意見交換では、所長から、2事案の根底にあるものとして、リスク認識の甘さ、現場実態把握の弱さ、是正処置の弱さの3点を挙げ、職員一人一人までに改善を浸透させるために対話を続けることなど今後も改善活動が続けていくとの発言があり、安全最優先の姿勢を示していた。

3. 東京電力社長との意見交換の結果

東京電力社長との意見交換では、以下の通り、2事案に係るこれまでの東京電力の改善措置活動を総括した説明があり、社長が東京電力自身の弱みを認識した上で具体的な改善に主体的に取り組んできたことを確認することができた。

- ・ 現場パフォーマンスの劣化を見抜けなかったことを反省し、現地・現物の視点で現場と一緒に立て直す取組を進めてきた。
- ・ ハードとソフト両面の問題があったことから、核物質防護設備の再構築や発電所内の体制強化、本社機能の発電所近傍への移設などを進めてきた。

- ・ハード及びソフトの対策に加えて、協力会社を含めた現場の様々な職員との対話を重ねることにより信頼関係を構築し、自発的に改善しようとする組織文化を醸成するための取組を行ってきた。
- ・社長直轄の核物質防護モニタリング室を設置し、発電所の核物質防護に係る構造的な劣化を発見する仕組みを整えた。
- ・改善措置を拙速に行うのではなく、現場との信頼関係を醸成しながら、改善措置を着実に実行し、そのパフォーマンスを確認するようにした。

また、社長から以下の通り今後の取組が示され、継続的に改善に取り組む社長の意思を確認することができた。

- ・発電所自らが気づきを発見し改善するためPPCAP及び核物質防護モニタリング室の機能を維持・向上させていく。
- ・様々な組織・階層間でコミュニケーションロスが起こりやすい企業体質があり、その改善に取り組む。
- ・改善を一過性のものとしめない取組を世代を超えて行うため、セーフティ、セキュリティ両面で現場経験を積んだ人材を育成するとともに、福島第一原子力発電所の廃炉の実施主体としての強い責任感とリーダーシップを発揮できる後継者を社長の責任で育てていく。
- ・経営層の役割は、発電所で働く人が自信を持ってこの発電所は大丈夫だと胸を張ってもらえるように全員参加型の改善活動を継続していく取組を本物にすることである。

4. 原子力規制検査における対応区分の変更

1. ～3. に示す通り、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護の不備が改善され、今後は東京電力の自律的な改善が見込める状態であることが確認できたことから、原子力規制検査の対応区分を第4区分から第1区分に変更する。

原子力規制委員会は、東京電力に対し、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護について、現在の改善された状態を維持し、さらに向上させるため、今後とも以下の取組を行うことを求める。

- ・核物質防護の向上に向け、自然環境も踏まえたハード面、ソフト面における継続的改善
- ・改善活動に緩みがないか東京電力自らがチェックする一過性にしない取組
- ・これらの取組を、経営層、幹部職員、担当職員が代わっても世代を超えて継承するための人材育成を含めた取組

原子力規制委員会は、東京電力の取組について、今後の原子力規制検査（基本検査）において、継続的に監視していく。特に、荒天時の監視、PPCAP及び核物質防護モニタリング室の取組について重点事項として監視を行う。